HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	金大中政権における「現代化」と社会政策 (1) : 福祉政策とジェンダー政策に見る自覚と現実の間
Author(s)	池 炫周, 直美
Citation	北大法学論集, 57(6), 1-43
Issue Date	2007-03-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/20555
Type	bulletin (article)
Note	論説
File Information	57(6)_1-43.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論説

金大中政権における「現代化」と社会政策（一）

――福祉政策とジェンダー政策に見る自覚と現実の間――

池　炫周・直美

目　次

序章　問題関心、先行研究、研究方法・説明概念の定義、本稿の構成
一．問題関心
二．先行研究

三．研究方法・説明概念の定義
四．本稿の構成
第一章　新興工業国（NIEs）における社会政策：東アジア福祉モデルの一考察
第一節　国家と社会政策の関係
一．経済における国家の役割：発展モデルをもとに
二．社会政策における国家の役割
第二節　東アジアの福祉国家論：「東アジア福祉モデル」をめぐって
第三節　「言説政治」と金大中政権下の社会政策改革との関連性について
第二章　韓国における社会政策決定過程の歴史的背景
第一節　李承晩政権期
一．背景
二．社会政策の導入
第二節　朴政熙政権期
一．背景
二．社会政策の拡大
第三節　全斗煥政権期から盧泰愚政権期へ
一．背景
二．軍事政権から民主化へ：社会政策の改革
第四節　金泳三政権期
一．背景
二．韓国型福祉モデル構築へ：社会的セイフティー・ネットを目指す社会政策
第三章　金大中政権の福祉政策拡大の試み：実態と思想的背景

［以上本号］

第一節　経済危機から社会危機へ
一．ＩＭＦと財政改革
二．社会的危機から「生産的福祉」へ
第二節　金大中の思想背景
一．金大中の「生産的福祉」のビジョン
二．金大中大統領候補選挙公約と一〇〇大課題
三．「生産的福祉」の理念
第三節　金大中の参画福祉のビジョン
第四章　金大中政権におけるジェンダー政策の分析
第一節　政府レベルの認識：女性部の設立に至るまで
一．韓国における女性政策：法的措置
二．女性部に至る歴史的背景
第二節　ジェンダー政策過程とその具体的政策
一．政策の基本方針
二．女性特別委員会、女性部及び関連機関：組織と経緯
三．女性の政治参加促進の施策：女性の代表性向上のための女性の政治・公職参加拡大
四．女性の福祉基盤拡大
第三節　ジェンダー政策の批判的検討
一．金大中政権における女性の政治・経済参加促進の政策の批判的検討
二．女性の社会進出と福祉に対する社会的評価
第五章　金大中政権の福祉政策の分析
第一節　政府レベルの認識：金融危機後の社会状況と「生産的福祉イニシアティブ」
第二節　福祉政策過程とその具体的政策

一．社会的セイフティー・ネット構築
二．社会保障システム拡大の改革
第三節　福祉政策の批判的検討
一．金大中政権における福祉政策の批判的検討
二．「生産的福祉」理念に基づく福祉政策の社会的評価
第六章　結論―韓国における民主主義の定着（Consolidation to Democracies）と「市民参加型」の民主主義の展望
付録
資料一　金大中候補者の選挙公約
資料二　新政権の一〇〇課題
資料三　女性部組織表
資料四　女性部歴代長官
資料五　女性部関連統計
資料六　女性部関連統計
資料七　女性部関連統計
資料八　女性部関連統計
参考文献

序章　問題関心、先行研究、研究方法・説明概念の定義、本稿の構成

一．問題関心

一九九八年三月に発足した金大中政権は、その大統領選挙キャンペーンのスローガンで、「準備が整った大統領」、「国民のための大統領」、「女性に優しい大統領」などを掲げ、注目を浴びた。そして、政権成立後は、「国民の政府」「生産的福祉」などの理念のもとで、政権を運営、維持していった。金大中政権は、まさに経済危機で打撃を受けた社会的弱者（低所得者層、女性、中小零細企業、不安定職業層）の保護を堅く約束したが、また同様に、極めて重要な課題である経済面の再編に直面した。金大中は、この経済面での改革と、社会福祉的な改革の双方に直面していた。金は、大統領就任後、ＩＭＦ管理体制のもので市場志向の金融改革や企業改革を進め、これと同時に社会福祉のすべての分野で改革を進めていったのである。とりわけ、一）国民皆年金の達成、二）連帯主義的な医療保険統合、三）権利性を明確にした国民基礎生活保護法の制定、という三点が特に注目されている。これらは、韓国の学会でも日本の学会でも高く評価されている。[1]

この改革は、金大中大統領の「生産的福祉」から出発している。生産的福祉とは、「全国民が人間的尊厳とプライドを維持できるように、基本的な生活を保障すると同時に、自立的かつ主体的に経済・社会活動に参加できる機会を拡大し、分配の公平性を高めることによって、生活の質を向上させ社会発展を追及する」金大中の国政理念である。また、内容は違うものの、アンソニー・ギデンズの『第三の道』[2]に影響されていることも広く知られている事実である。金大中氏は、「民主主義・市場経済・生産的福祉の均衡的発展」を目指すことを新たな理念とし、その際、生産的福祉は「民主主義の実質的完成」と「市場経済の持続的発展」のために必要であると述べている。[3]また、金大中大統領は、一九九九年八月一五日（光復節）の演説で、生産的福祉は「すべての国民が人間的尊厳性と自尊心を維持できるように、基礎的な生活を保護すると同時に、自立的かつ主体的に経済・社会活動に参与することができる機会を拡大し、分配平等性を高めることによって生活の質を向上させて、社会発展を追及する国政理念（以下省略）」[4]と述べている。

こういった金大中大統領の「国民の政府」「生産的福祉」理念のもとで、福祉やジェンダー政策といった社会政策の大幅な改革が極めて重要な位置を占めた。また、これらの社会福祉政策は、上に述べたように「実質的民主主義」を強化する重要なファクターでもあったという点は、極めて興味深い点である。

そこで筆者が注目したいのは、経済面においての「財閥改革」または「金融改革」ではなく、むしろ同時に打ち出された「真の豊かさ」を推進するための、また韓国を「真のＯＥＣＤ国家」または「先進国」にするための、いわゆる「New Politics・現代化」政策である。また、その政策の中でも、特にジェンダーと福祉政策に焦点をおきたいと考える。ここに焦点を置く理由は、韓国政治の中でも、経済格差が深刻化する中で、平等な富の分配と国民の福利の拡大、そして社会平等を促進することが重要な点だと、考えられるからである。

金大中政権において、ジェンダー政策と福祉政策の改革は、重視され、また急速に行われてきた。改革の結果、ジェンダー政策の面では、女性の政治参加、男女雇用の平等の強化、そして社会保障制度面では、より包括的なセーフティー・ネットの構築などといった成果をあげた。

本稿では、こういった「成果」を「成果」として称揚するものではもちろんなく、また同時にこういった制度のある種の規範的モデルを提示したいのではない。本稿で検討したいのは、むしろどのような過程でこうした政策が形成され、いかに遂行され、どういった結果をもたらし、社会にどういった影響を与えたかたという点である。金泳三政権やこのような議論を立てていく背景となる問題関心には、金泳三政権やそれ以前の政権において経済・開発優先路線が重要視されてきたのに対し、なぜ金大中政権において、社会政策の改革が行われ、それが最重要課題とされたのだろうか、ということがある。

また、もうひとつの問題関心として、ＩＭＦと金大中政権との関係がある。韓国政治における「ＩＭＦ時代」がいか

なる意味をもったのか、また、政府は「ＩＭＦ時代」をどう国民に説明し、納得させていったのか、この点について説明を加えていくことによって、金大中政権の全体像、また金大中が促進した政策の意図を把握できるものと思われる。筆者は、この点について以下のように考えている。まず、ＩＭＦ支援を受けた金大中政権は、一方でＩＭＦが合意文書で強調した金融政策や財閥改革などを、言わばＩＭＦの指示通り遂行したのに対し、福祉、ジェンダーを含む社会政策に関してＩＭＦの支持通りというよりも、それ以上のものを推進していった。次に、韓国の人々を納得させるべく、その社会政策を強調し、国内におけるＩＭＦ介入に関して、たとえば政労使委員会や労働市場の改革に伴う失業者を救済する措置など、ある程度バランスを取っていった。筆者は、この二点を、金大中政権の最大の特徴であったと考えている。

金大中政権は、こういったバランスをとりながら、その両輪の一つである。社会政策、とりわけ福祉やジェンダーに関しては、支持基盤を作り上げるため市民団体との連携などを試みて、多数の特別委員会を作っていくのだが、この金大中氏の試みが今の盧武鉉（ノムヒョン）政権における社会団体との密接な連携関係の基盤を作ったという点も重要である。いいかえれば、金大中が作り上げ構築した市民社会（市民団体）と政府の関係が、今の盧武鉉（ノムヒョン）政権の支持基盤でもあり、「市民参加型の政府」の導入部であり、現在韓国で議論されている「新たなガバナンス」形態を模索する材料となっているのである。そうした点で、金大中政権の社会政策を検討することは、現盧武鉉（ノムヒョン）政権の分析にも繋がるのである。[5]

このような問題関心は、修士論文のころから取り組んできた、現代韓国における民主主義や民主主義の定着（consolidation to democracies）[6]との関連としても説明できると思われる。韓国では、一九八七年に六・二九民主化宣言、一二月一六日大統領選挙が実現するが、一九八〇年代の民主化運動の性格は、いわゆる「手続き民主主義」または「政治的民主主義」の達成として位置つけられよう。[7]しかし、一九七〇年代、一九八〇年代の民主化運動は、もうひとつの性格をもっており、それは、「手続き的民主主義」や「政治的民主主義」の実現だけに収斂されるものではなかった。

そのもう一つの性格というのは、修士論文でも述べたように、カトリック団体が主張していたような、いわゆる「実質的民主主義」または「平等主義的民主主義」の達成の試みである。一九八〇年代の民主化において、「手続き的民主主義」は実現したものの、「実質的民主主義」の面では、経済成長の名の下で「パイを平等に分ける」というよりは、「できるだけパイを大きくする」という点が強調され、その達成の試みには限界があった。だが、だからといって、政府が「実質的民主主義」を実現する福祉政策などを行ってこなかったのではないし、また、経済成長への志向性だけが、その実現を妨げただ要因ではない。[8] こうした点を踏まえ、本稿では、政府と市民団体との関係を見ることによって、韓国における民主主義のあり方とその定着、韓国社会における「民主主義の理解」を検討していきたい。こうした点においても、金大中政権から盧武鉉（ノムヒョン）政権を見据えるということに繋がると筆者は考える。

二．先行研究

以上の問題関心を踏まえて、その基礎となる先行研究を、ここでまとめておきたい。金大中政権における社会政策に関する先行研究は、既に一定の蓄積がある。それらは主に政治経済学的研究、または政策過程論の領域のものであるが、本稿と深く関わる福祉国家論や福祉政策関連お研究も少なからず公刊されている。ここでは、まずその東アジアにおける福祉国家論の先行研究にふれ、その次に韓国の福祉政策に関する研究をまとめることにする。

まず、東アジア（日本、韓国、台湾）の福祉国家論の先行研究を簡単に整理しておく。この二〇年間、東アジアの福祉国家論研究が盛んになっていっているが、社会福祉に関しては、比較的研究が少ない。その理由として、いつくかあげられよう。まず、第一に、体系化された社会福祉の展開それじたいが、東アジアにおいて比較的新しいことであり、それを西欧の分析枠組みに依拠して研究したり、受け入れたりする傾向が強かったこと、第二に、東アジアの社会福祉

自体が、「東洋」というイメージを創り出すため、またはイデオロギー的な目的に利用されたこと、[9]第三に、経済危機以降は、世界銀行やＩＭＦなどといった国際金融機関が発表した、いわば処方箋を提示する報告書などが多いこと、[10]以上のような点が上げられる。

韓国の福祉に関する既存の研究には、主に二つのアプローチがある。ここでは簡単にそれらを紹介しよう。まず、マクロ社会福祉学的、政治経済学的なアプローチである。これは、韓国における福祉国家の特徴を分析し、その類型を定めようとする。こういった研究では、構造的要因、政治経済的な状況を含む歴史的背景、そして儒教といった文化的要因が重視されるのである。したがって、韓国の従来の社会福祉は残余的福祉（人々のニーズが市場や家族によって満たされない例外的な場合に限って、緊急避難的にサービスを提供する最低限の給付だけを行う事をいう）であると説明し、いわば社会福祉に関する思想的一貫性の欠如、そして整備（インフラ）も不十分であるといった指摘がなされることが多い。

今一つのアプローチは、政策、制度、そして政策決定過程そのものを分析するミクロレベルの分析アプローチである。ここでは、韓国が普遍かつ公正に基づいた社会福祉制度を構築する理由を追及するものである。このアプローチでは、民主主義の定着とその運用、そして政策決定過程の分析によって状況が説明される。

近年、東アジアにおける社会福祉というテーマは、徐々に注目を浴びてきている。注目を浴びるようになっていく過程は、東アジアにおける福祉システムの構築・再編が一九九〇年代以後活発になっていく過程と一致している。東アジアにおける福祉システムの構築・再編が推進された背景として挙げられるのは、第一に先進諸国やラテンアメリカ諸国などとくらべて、社会保障制度が充分に構築されていなかったこと、第二に一九八〇年代後半、民主化以降において福祉への要求が活発になったこと、そして第三に都市化による伝統的コミュニティーの相互扶助機能衰退と市場経済化や

経済危機による社会不安が増大し、また人口高齢化による福祉ニーズが増大したことなどであろう。このような社会変容を背景として、東アジア諸国における既存の福祉システムは、政治的にも社会経済的にも状況の変化に対応できなくなると認識されたのである。そした状況の中で、各国は、徐々に社会福祉システムを構築・再編していった。そして、このような社会福祉システムの構築再編は同時代的にも注目されたが、特にその注目が頂点に達したのは、金融危機を契機としていた。金融危機以降、多くの世界金融機関、そして研究者が、この地域における福祉政策に対する処方箋を提示し、いわばその勢いで東アジアにおける福祉の議論が、世界の福祉をめぐる議論の舞台に登場するのである。そして、金融危機以降は、比較社会福祉学の研究も盛んになり、比較福祉国家論へへの期待も高まった。

総じて、この地域における比較福祉国家論の研究が十分蓄積されているわけではないという状況は変わらないのだが、近年、Roger Goodman, Ito Peng, Huck-ju Kwon, Catherine Jones, Ian Holliday, Christian Aspalter, Didier Jacob などといった欧米の比較社会福祉国家論の研究が盛んになり、「東アジア福祉モデル」の概念を提示する研究が多く見られることは注目に値しよう（具体的な議論は、第一章第二節において紹介することにするので、ここでは省略する）。しかし、こうした研究に対しては、少なからず批判がある。画一的アプローチと国別アプローチの組み合わせたものが多いとされている点や、[11] マクロ的視点のものであるため、社会福祉が権威主義体制と開発国家の変容から生じたものであるといった視点を提示しているものが多い。他方、このような研究を批判かつ補完する研究も発表されており、その研究内容として、たとえば上村泰裕の研究がある。上村は、国家と労働団体に注目し、「包摂的コーポラティズム（inclusionary corporatism）」の成立の有無という観点から比較を試みる。また、林成蔚は、比較政治学の観点から、新制度論の概念を用いて、よりミクロ的視点から、誰によって、いかなる経路で具体的政策が選択されたという議論もおこなっている。これは政治過程をめぐる研究だといえる（こういった研究内容も第一章第二節にて紹介するのでここ

では省略する）。

では、韓国をめぐる研究状況はどうであろう。金融危機以降の韓国では、金大中前大統領が、普遍主義的福祉政策への転換をはかることを試み、このコンテキストのなかから「生産的福祉」という概念が登場する。いままでの家族（familial）志向かつ残余的福祉政策から画期的な変化を遂げたのが、まさにこの「生産的福祉」である。近年、金大中大統領の「生産的福祉」に注目している研究も数多いが、これらの研究が問題としているのは、生産的福祉への問題点、変化の原因、その担い手、そしてどこに向かっているかといった点である。例えば、五石敬路や韓国のキム・スヒョン（生産的福祉の政策立案に関わった当事者）は、変化の原因を経済危機で説明する。それに対し、株本千鶴は、改革を推進し、その性格を決定した主体に着目している。また、その担い手について、五石は、貧困者などによる貧困運動などがこうした政策を推し進めたと主張するのに対して、株本や李は、生産的福祉の理念を提示した大統領、それを実現しようと活動した市民団体、そして専門知識をもつ研究者に注目している。これらの研究は、韓国の福祉政策や金大中大統領の生産的福祉そのものの特徴、その問題点を捉えようとする研究といえる。

言わば、比較政治経済的観点から、もしくは韓国における福祉政策の諸特徴を摘出しようという研究である。そのため、金大中政権下における社会政策の拡大や改革の意義、またその政治的インプリケーションに関しては、あまり追及していない。つまり、ＩＭＦという国際的圧力が金大中政権だけでなくその後の政権にもたらした影響について議論する研究は、管見の限りみられないのである。社会政策、特に福祉やジェンダー政策を改革・促進することによって、金大中政権がＩＭＦの「介入」をいかに受け止め、そしてそれを韓国社会にいかに説明し、対処していったか、また対処する過程で具体的にどういった形で国内でのバランスを取っていったのか、その対処の一環である社会政策構築過程に見出される市民社会と政府の連携基盤は、金大中政権から盧武鉉（ノムヒョン）政権に引き継がれているものとして見ていくことが

できるのではないか。盧武鉉（ノムヒョン）政権期における「参与連帯」や「経済正義実現連合」「ノサモ（盧武鉉（ノムヒョン）を愛する会）」などといった市民団体の活動やこれら市民団体との連携、また「e.governance」といった新たなガバナンス形態など今日注目を浴びている点は、ＩＭＦ管理下にあった金大中政権における様々な試みが基礎となっているのであり、多かれ少なかれ、金大中政権で構築された「民主主義」のあり方ないしその理解が、韓国における新しいガバナンスを見出す手がかりとなっているのではないか。金大中の社会政策拡大と改革の政治的インプリケーションを追及することが重要なのではないか。

こうした、福祉社会論、韓国政治研究などをめぐる先行研究に対する、筆者としての問題意識、そこから派生する論点を、本稿で検討していきたい。

近年において出現した「東アジア福祉モデル」の議論の整理を行いながら、韓国の社会政策に関する先行研究をまとめ、韓国のケースの特徴を浮き彫りにしたいと試みる。その特徴を踏まえた上で、従来のフレームワークでは必ずしも政治的インプリケーションが明確化できないため、近年台頭している新制度論の新たな流れである「言説制度論」に焦点を当て、金大中政権下の社会政策改革においても言説が役割を果たしたことを明確化することを試みる。

ここで留意点を一つ述べたい。韓国研究のながれにおいて、韓国における民主主義の定着は、市民運動（主に学生運動、在野運動、労働運動）の構築であるという視点があるが、民主化を経た韓国においては、従来の民主化闘争運動は変貌をとげ、落選・落薦運動、生活の質改善運動、環境運動、女性運動などといった「現代的な問題に直面する」運動に移り変わり、徐々に政府との連携でより民主主義理念とその実践を高めて行く傾向にある。しかし、近年韓国に見られる政府―市民団体の連携は、過激かつ素人的な議論に押されている傾向があり、逆に市民団体の圧力があるところにしか改革は及ばなく、政府の政策の一貫性が欠如していると見る研究者、たとえばSteinbergなど、も少なくない。ま

た、韓国における民主主義理念の定着について、民主化以降の一九九〇年代に入っても、いまだに韓国は「手続き的民主主義」の段階にあると主張する研究者も多い。[12] こうした中で、金大中大統領の「国民の政府」や「生産的福祉」理念は、韓国政治において「実質的民主主義」を実現しようとするものとして評価することができると思われる。

以下、本稿で用いる研究方法と定義を簡単に説明することにする。

三　研究方法・説明概念の定義

本稿では、分析にあたり、以下の三つの視点で分析を加えたい。第一に政府レベル[13]（大統領、官僚、各部レベル）における現状認識・自覚（国内社会の現状に対する認識と国際社会へ映し出すイメージ）を、大統領公開演説、政府公刊の広報、各部が公開している白書、統計局の統計データ、そして国会議事録などの資料を使用して明らかにしたい。金大中政権期と、その前後における政府レベルの認識・自覚調査を行う。第二に、具体的な政策を見ていくのだが、上に述べた資料と、立法部データベースなどといったインターネットサイトを使用することで、限定的ながら、具体的な政策決定と結果を追跡できる。自己認識と具体的政策を分析した上で、第三に、現実の社会における適用と影響をみていく。具体的には、主に、労働組合の公式文書、統計局の統計データ、そして、ギャロップ社、政府、そして外国の機関が行った世論調査の結果を見ていくことによって、社会への影響と一般市民の反応をみることができると考えている（国内・国外の世論調査を見ていくことによって、あるていどバイアスを排除することができると思われる）。こういった、政府公刊資料と統計的データなどを用いつつ、上記の三つの分析軸を用いることで、金大中政権におけるジェンダー政策と福祉政策を、体系的に捉えることができるであろう。また、今一つの補助的研究方法として、韓国の社会福祉の現状を明確にするために比較的観点を用いることにするが、この作業については、主に他のＯＥＣＤ国とのデータ

(quantitative data) と比較することを試みる。

ここで、本稿で使用している説明概念・用語の定義を簡単にまとめておきたい。社会政策は、一般に五つの社会サービスのことを示すとされる。それは、教育 (education)、健康保険 (health care)、住宅 (housing)、個人の社会サービス (personal social service)、そして社会保障 (social security) である。Erskine の定義によれば社会政策とは、上に述べたようなサービスがいかに構成され、執行され、どう機能し、だれの利益を促進しているかが重要な点だとされる。[14] しかし、こういったサービス中心の定義は、労働保護 (labour protection)、賃金設定規制 (wage-setting regulations)、環境規制 (environmental regulations) などといった社会規制 (social regulations) は含まれておらず、個人の福利 (well-being)、また個人や団体の福祉 (welfare of individuals or groups) に関する正確な理解を導くことができない可能性がある。したがって、本稿で使用する社会政策の定義は、Gough の定義を一部用いることにする。[15] Gough の定義する社会政策とは、家庭内 (household) に対する国家の介入と示している。本稿で扱う社会政策とは、主に、平等主義に基づいた個人の福利と福祉を促進する社会保障である。もちろん社会福祉というのは、国家だけでなく、家族、企業、市場、ボランティア組織などといったセクターからも提供されるものであるが、しかし、議論を拡散させないため本稿では、国家との関係だけに限定することにする。

以上のことを踏まえ、本稿で分析するジェンダー政策に関しては、主に女性の政治参加の拡大と女性の福祉基盤の構築に焦点を当てることにする。また、福祉政策に関しては、平等主義に基づいた個人の福利促進のためのセーフティー・ネット構築、皆国民健康保険と皆年金、そして労働政策に焦点を当てることにする。これらの政策は、金大中候補の選挙公約にも示されたものであり、また金大中政権における重要課題と示されたものである。金大中の選挙公約や演説などから見える「言説」が、こういった大幅な政策改革を導いたことも本稿の一つの仮説として提示していきたい。

四．本稿の構成

本稿で行う作業と構成について、簡単にまとめておきたい。

まず、第一章では、新興工業国（NIEs）における社会政策と国家の役割について言及するところから出発する。この論文の主題である金大中政権下における社会政策が、いかなる背景下で現れたかを明確にすることを目的とし、具体的には経済発展と社会政策の関係について言及することにする。また近年において出現した「東アジア福祉モデル」の議論の整理を行いながら、韓国の社会政策に関する先行研究をまとめ、韓国のケースの特徴を浮き彫りにしたいと考えている。その特徴を踏まえた上で、従来のフレームワークでは必ずしも政治的インプリケーションが明確化できないことを指摘し、近年台頭している新制度論の新たな流れである「言説制度論（discursive institutionalism）」に注目し、その可能性と韓国を説明するにあたっての有効性について言及することにする。

第二章では、韓国における社会政策の決定過程の歴史的背景を述べる。韓国における社会政策の決定過程の特徴とパターンを、一九六〇年代からＩＭＦ危機に至る時期について、時系列的に検討したい。ここでは、韓国の社会政策を具体的なデータに基づいて分析していくこととなろう。

第三章では、金大中政権の福祉政策の試みに関して言及することにする。具体的には、金大中政権発足後の社会状況とそれに伴う金大中政権の対応をまとめた上で、第一節では、金大中自身が大統領になる以前から持っていたスタンダードについて検討、第二節では、選挙公約でみられるスタンダード、そして大統領就任以後に見られるスタンダードの形成・変容をみることによって、金大中自身の見取り図を描くことを試みる。そして、第三節では、金大中の参画福祉というビジョンに焦点を当てつつ、彼が描いた参加と協力による共同体構築と生産的福祉推進の主体としての民間の役割強化のアイデアについて言及することにする。この作業によって、金大中の思想的背景の全体像を明らかにすることが

できよう。

次に、第四章と第五章では、金大中政権における具体的な福祉とジェンダー政策に関して分析を加えていく。ここでは、福祉とジェンダーを分けて分析するが、当然重なる部分も多い。しかし、ここで両者を分ける最大の理由は、福祉政策を担当しているのが保健福祉部であるのに対し、ジェンダー政策の中心になっているのが女性部（それ以前は女性特別委員会）だということである。政策担当部局が異なるのである。本稿では、両者を個別に扱い、政府の認識レベル（大統領、政治家、官僚レベル）、政策（実施された政策）、そして社会における反応（一般市民レベル）の各分析軸で見ていくことにする。最終的に、政府が提案し実施した政策と、それに対する社会の反応や受け入れられた政策をみることによって、金大中のＩＭＦ介入に対する韓国社会への説明の仕方・対処の仕方、そしてＩＭＦの介入に対して、具体的にどういった形で国内でのバランスを取っていったのかをみることができよう。こうすることで、金大中政権の特徴が浮き上がらせることが期待される。

結論部分である最終章では、金融危機後のＩＭＦ管理体制下において、金大中政権が、まさにジェンダー政策と福祉政策の改革を促進することにより自らの政権を正当化し、また「真の豊かさ」を追求することを試みたという本稿の見解を再度述べた上で、韓国における民主主義の定着（consolidation to democracies）と「市民参加型」の民主主義の展望について言及することにする。また、本稿における反省点を把握し、それらを踏まえた上で今後の課題について述べることにする。平等主義が市民のエンパワーメントに基づく韓国で見られる民主主義の可能性は、比較的「若い民主主義国（young democracies）」のモデルになりうるとともに、民主主義のあり方そのものに対しての挑戦でもあり、今後とも、韓国における民主主義のあり方に関する理解を深めながら、同時に韓国の民主主義の新たな可能性について模索することが求められると考えている。

第一章　新興工業国（NIEs）における社会政策：東アジア福祉モデルの一考察

日本を先頭に、韓国、台湾、シンガポール、香港といったNIEs（新興工業国）は、著しい経済成長を成し遂げた。IMFの報告書によると、これらの国が占めた一九九七年の世界GDPが一一・一％、そして輸出が一七・一％にも及ぶと指摘している。[16] こういった新興工業国の経済成長に伴い、市場や社会における国家の役割についても、多数の議論が生じることになった。とりわけ、比較政治経済分野において、発展モデル（developmental state）が注目を浴びるようになり、発展モデルを肯定する研究者の中では、東アジアにおける経済の成功は、国家の積極的な役割によると主張するものも多い。しかし、一九九七年の金融危機後、東アジア発展モデルは、行き詰まったと指摘する研究者も少なくない。だが、こうした議論において重視されているのは、経済における国家の介入が、社会的・政治的にどういった影響を与えるかという点である。第一節では、韓国における経済発展と社会政策の関係を簡略的にまとめてみることにする。

また、発展モデル理論に依拠した研究では、一般に東アジアにおける経済発展を説明しようとする動機が見られるが、最近では福祉に対する関心も広がり、経済発展に伴う福祉政策の誕生に注目している研究者も多く、近年では「東アジア福祉モデル」[17]という概念も用いられるようになっている。そこで、第二節では、東アジアにおける社会福祉モデルの先行研究をまとめながら、比較社会福祉学、比較政治経済学のマクロ的アプローチ、そして制度、政策、政策決定過程のミクロ的アプローチを整理し、さらに「東アジア福祉モデル」の妥当性についても、あわせて言及することにする。第二節における作業の意義は、この作業によって、東アジア地域における社会政策の先行研究をまとめつつ、この地域における社会政策の特徴を確認し、他方で韓国の「特徴」を浮き彫りにすることを試みる。

第二節を踏まえた上で、最後の第三節では、韓国の現象を説明する際にその鍵となる新制度論において、合理的選択論（rational choice）、歴史的制度論（historical institutionalism）、社会学的制度論（sociological institutionalism）に続く「第4の流れ」[18]と位置づけられる「言説政治論」（discursive institutionalism）の可能性について言及することにする。ここでは、言説制度論の専門家であるボストン大学のVivien Schmidtの理論に依拠して説明を加えることにする。Schmidt氏によれば、公的言説（public discourse）は、政治的な支持を得るため、またその支持を持続するために不可欠なものであり、特に改革を促進するに当たっては、「通常の政治」に対抗し、また確立した利益や変化を拒む多数にも対抗する手段になりうると指摘している[19]。ここでいう「言説」（discourse）というのは、政治家が自らの政策プログラムを構築し、正当化するにあたって、市民やもしくは他の政策アクターに説明する際に使う手段であり、また、福祉国家において政策改革を説明する際の「欠けている要素」（missing element）であると主張している[20]。第三節では、この言説政治や言説制度論の意義と可能性について言及し、金大中政権における社会政策改革との関連について言及することにする。

第一節　国家と社会政策の関係

経済における国家の役割については、いままでに夥しい数の先行研究があり、その中でも、資本主義時代における社会福祉への国家の役割が、議論の中心になっている。近代国家が、経済そして社会福祉に及ぼす影響は指摘するまでもないが、しかし、いつ、どのように国家が関わるべきかについては、様々な議論があるのである。

一．経済における国家の役割：発展モデルをもとに

一九七〇年代初頭まで、西洋諸国における普遍的社会プログラムは、経済成長にも適応し、また経済成長自体を促進するものであると理解されていた。しかしながら、この二〇年間あまり、経済不況と成熟した社会政策は、財政的に福祉国家に打撃を与えてきた。[21] 一九八〇年代以降、戦後の黄金時代に作り上げられた近代の福祉国家は、もはやその有効性を失いつつあったのである。[22]

エスピン・アンデルセンは、その理由を、一）グローバリゼーション、二）脱産業化（de-industrialization）又はサービス経済（service economy）、この二点であると指摘している。[23] いいかえれば、国家の役割は、グローバリゼーションによる国際市場の変化と、国内における社会・経済構造によって、変容していったということである。

こういった議論が交わされる中で、東アジアにおける新興工業国は、「奇跡的な」経済成長をなしとげるのである。そして、この経済成長の原因・特徴について、いわゆる「発展モデル」が提示され、これら諸国を分析する際に用いられる有力な理論になっていった。最初にこのモデルを東アジアの文脈で適応したのは、チャルマーズ・ジョンソン（Chalmers Johnson）であり、彼の有名の著書『通産省と日本の奇跡』中では、日本の経済成長について、発展モデルを用いながら説明している。ジョンソンは、日本の経済成長の要因を、社会の圧力から独立した自らの目標とビジョンを持っていた通商産業省という強力な経済官僚制が主導した発展的、計画合理的、効率志向的な国家の市場への介入であると主張している。[24]

こういったジョンソンの研究にならい、韓国における経済発展の研究も活発になっていき、これらの研究も、韓国における直接的な国家の介入によって、韓国は経済成長を成し遂げたと主張するものがほとんどである。[25] 韓国の経済成長の要因として、また、韓国における国家の介入に関する具体的な例として、数回にわたる経済五ヵ年計画、銀行シス

テムに関する完全なコントロール、産業政策による重工業への直接介入、そして専門性の高い経済官僚などが挙げられる（とくに、青瓦台の経済秘書、経済企画局などが挙げられる）。

発展モデル理論に拠る研究者たちは、市場への国家の介入が、発展を促進する要素であると主張し、特に、産業政策が、その中心的要因であると指摘している。さらに、競争力を維持するためには、国内経済における特定の産業を発展あるいは削減する選択的な産業政策が不可欠であるという議論もある。[26] したがって、東アジア地域における経済成長の成功は、特定の産業に対して、政府が限られた資源を集中させる「管理市場」（governed market）によるものであるとされる。この場合、経済発展のために、国家が戦略的アクターの役割を果したのである。

しかし、発展モデルには、少なからぬ批判もある。その批判の中心はやはり、発展モデルにおいては、社会的なコストが伴うことであろう。その例として、金融機関の不透明さや、政府・企業間における汚職などがある。[27] 一九九七年の金融危機は、これらの批判を象徴するものであったともいえよう。

いずれにせよ、東アジアにおける経済成長の要因は、発展モデルが示すように、経済における国家の積極的な介入が不可欠であることを明確にしている。では、奇跡的な経済成長を成し遂げた東アジア諸国における社会政策はどう位置付けられるのだろうか。この主題に関しては、以下（二）で検討することにする。

二　社会政策における国家の役割

積極的な国家の介入が積極的である福祉国家は、いまや先進国の重要な特徴であるといえる。もちろん、福祉国家といっても、一律ではなく、国によって内容は、様々である。また、研究者によっても定義が様々である。その福祉国家の定義における、相違点として、まず挙げられるのは福祉国家と社会政策の関係であろう。福祉国家は、国の社会政策

の総計なのか、それともその政策より優越した制度なのか、この点において議論が分かれる。たとえば、福祉国家論の先駆者であるスーエデンの Gustav Moller や英国の T. H. Marshall などは、福祉国家を、特有なアイデンティティを持つ制度として定義している。このアイデンティティとは、社会権利をすべての市民に保障し、社会全体の福祉を保障するというものである。この観点は、福祉国家が、ただ単に社会政策の総計ではないということを主張している。また、Esping-Andersen が主張するように、発展途上国においてもある種の社会政策が存在するが、しかし福祉国家を人間のニーズを基準とする市民の権利という意味で使用するのであれば、福祉国家は、ＯＥＣＤ諸国以外に適用できないということにもなろう。[28] したがって、社会福祉における国家の役割と、福祉国家の役割というのを、まったく同一のものとすることはできないのである。どの国も、何かしら社会政策に取り組んでいるが、社会政策を遂行している国家を福祉国家だと言うことはできない。以下では、社会福祉提供における国家の役割について説明したいと考える。

通常、福祉提供において、国家は以下の四つの役割を果す。それは、（一）譲渡（transferor）、（二）提供（provider）、（三）財政（financier）、（四）調整（regulator）、である。

第一に、譲渡というのは、国家は通常、納税によって、収入を譲渡できるということである。社会保障システムでは、様々なグループ（例えば、高齢者、配偶者がいる家族、障害者、失業者など）に、その金銭を移行することができる。社会的弱者や低収入者層に対する収入の再分配という面では、この「譲渡」は大きな意味をもつ。したがって、社会保障システムは、国家が多様な社会グループの統合や連帯を創り出す上で重要な役割を果すのである。第二に、福祉の提供あるが、これは主に、教育、国民保険、個人サービスといった社会サービスの提供を指す。第三の財政は、財政システムにより、間接的に福祉を提供しているという意味である。財政は、主に支出と歳入という二つの側面があるが、歳入に関しては、納税は財政の資源として位置づけられるだけでなく、社会政策の道具としての意味ももつのである。た

とえば、カナダなどでは、慈善を促すために、特定の公的機関に寄付をする場合、一定の割合で減税されるのである。また、民間セクター、企業、あるいはボランティア組織などといった非国家的福祉セクターに対する補助金として、ある一定の国家支出を割り当てる例もある。こういった意味で、国家は福祉の財政を担う役割を果している。最後に、福祉提供における、調整の役割もある。つまり、非国家福祉セクターに対して、ルールを設定することがある。非国家的アクターは、市場の失敗から生じる問題を抱える可能性があるので、民間市場や企業に対して、国家は、法的規範を生み出すのである。

以上の福祉提供における四つの役割は、国によってその相対的重要性が異なっている。また、福祉提供に関する国家の役割事態も変容しつつある。では、その変容について次に説明したい。

ある時期までは、多くの国は、保護の一般化、つまり、リスクからの効果的な保護と社会連帯の強化という共通の傾向を見せていた。[29] しかし、最近の福祉国家論においては、福祉国家の多様な類型を設定することが一般的となっている。[30]

この福祉国家の類型に関しては、まず Titmuss の研究が挙げられる。Titmuss は、福祉国家には、三つの類型があると主張している。（一）残余型（residual）－個々人のニーズが、家族や私的市場で充足されない場合のみ、社会福祉制度が一時的に作動するというモデル、（二）産業業績達成型（industrial achievement-performance）－経済の従属物としての社会福祉制度に、重要な役割をもつ付随的なものをつけ加え、社会的ニーズが功績や労働の業績や生産性に基づいて充足されるモデル、（三）制度的再分配型（institutional redistributive）－社会福祉を社会における主要な統合的制度[31]としてみるものであり、ニーズの原理に沿って、市場の外部で普遍主義的なサービスを提供するというモデル、これらの三つのモデルを提示している。また、Furniss and Tilton も、福祉国家を三つの類型に分類している。それによれば、（一）介入的国家（positive state）、（二）社会保障国家（social security state）、（三）社会福祉国家（social welfare

state)[32]。そして、Korpiも、Titmussに類似した制度・残余的区別をしている[33]。

これらと異なるアプローチとしては、福祉国家と経済の関係を、政治経済で説明するものがある。そのうち、エスピン・アンデルセンの福祉レジームの類型が最も影響力のある研究であるといえよう。エスピン・アンデルセンは、政策アウトプット、脱商品化に関する福祉への影響（社会政策によって、個人がどれだけ市場に頼らずに収入を得られ消費できるか）、そして階層化システムに対するフィードバック効果があるかという、政治経済に即した、三つの福祉レジームを提示した[34]。その三つのレジームというのは、自由主義（liberal）、保守主義（conservative）、そして社会民主主義（social democratic）である。ここで、エスピング・アンデルセンが提示した三つの福祉レジームについて、簡単に説明を加えておきたい。

まず、自由主義的な福祉国家は、最低限の所得分配、最低限の社会保健プラン、そして資産調査（means-test）の公的扶助といった最低限の福祉を提供するといった特徴を有している[35]。このレジームでは、福祉を最低限にすることによって、福祉の依存を制限することを目的としている、いいかえれば、働く代わりに福祉をもらうことを制限するものだと言える[36]。

保守主義的な福祉国家は、「コーポラティズム的」福祉国家ともいわれるが、自由主義のように市場の効率性や商品化にはあまり執着せず、市場に依存した福祉に対するせきにんを担うという構図になっている[37]。また、このレジームにおいては、教会の影響力が強いため、伝統的家族制度が想定され[38]、「補完性」の原理に基づき、家族がサービスを提供できない場合に、国家が介入するという仕組みになっている。

最後に、社会民主主義レジームは、最低限のニーズを基準とした平等ではなく、最高水準の平等を実現しようとする理想を掲げている[39]。また、普遍主義に基づいた単一の保健制度を提供することによって、すべての市民が国家からそ

の恩恵を受け、制度に依存し、財政的に支えようとする必要を感じる、いわば社会連帯を作り出す構図になっているのである。[40] また、伝統的な家族主義を基盤としたコーポラティズム、すなわち家族が福祉を負担できなくなったときに国家が介入するという構図ではなくて、あらかじめ家族が負担するであるコストを社会化し、家族への依存ではなく、個人の自律を目指すことを目標としている。[41] しかし、このような福祉体制を維持するためには、膨大なコストがかかるため、このレジームでは、完全雇用の達成に依存していかなければならないのである。[42] そのため、できるだけ所得移転に依存する人を最小限にすることが要求される。[43]

しかし、東アジアの文脈にこれらのレジームモデルを適用することは難しい。エスピン・アンデルセン自身も、例えば日本を、自身が提示したレジームの混合であると指摘している。[44] また、「体制形成期のアジア NIEs の政治構造は、エスピン・アンデルセンの三つのモデルのいずれにもあてはまらない」[45] とも述べている。

では、東アジア、またはアジア NIEs の福祉国家形成は、どう位置付けられるのか。次節において、近年台頭している「東アジア福祉モデル」について説明を加えることにする。

第二節　東アジアの福祉国家論：「東アジア福祉モデル」をめぐって

序論でも述べたように、近年、東アジア福祉論・東アジア福祉モデルという概念が論じられるようになってきている。東アジア諸国では、福祉システムが活発になってくる時期は、一般的に九〇年代に入ってからである。その理由として、いくつか挙げられるのは、以下の数点であろう。第一に、東アジア諸国では、民主化以前は、社会政策ないし制度が充分に構築・機能していなかったこと、第二に、八〇年代後半から末にかけて、民主化をし、それに伴う大きい流れとし

て福祉への要求があり、政治的課題になっていったこと、そして第三に、都市化によって、従来家族ないしコミュニティーが担当するはずであった扶助機能が衰退するとともに、高齢化に伴う福祉への要求の増大したこと、そして、経済危機などといった社会の不安定が増大しているといった社会変動にまつわる要因が挙げられる。これらの要因が意味することは、東アジア諸国における従来の福祉システムが、政治的・社会的・経済的変動や変化に対応できなくなったことを示している。そして、東アジア諸国では、福祉を構築・再編する流れが出来てきたといえるのである。では、こういった流れを踏まえながら、東アジア福祉モデルに関する議論は、具体的にはどういうものか、また東アジア福祉モデルというものが存在するのかといった課題について、以下で検討してみることにする。

東アジア工業国地域の社会福祉システムの研究は、近年まで、この地域外ではあまり知られていなかった。これは、この地域における社会福祉システムじたいが新しいものだということだけで説明できるものではなく、そもそも社会福祉システム自体が新しい物であるため、比較的新しい学問分野であるということも確認しておかねばならないだろう。これらの研究を見ると、東アジアにおける自国の研究も、近年まで西欧の分析に依拠したものが多い。[46] 西欧の社会福祉比較研究の現状に目を転じれば、この数年、東アジアを分析する研究が目立ってきていることが確認できる。とりわけ、日本を分析対象としている研究が多く見られる。[47] しかし、その多くの研究は、日本の社会福祉を西欧的枠組みの尺度から測るものが多く、そして西欧的枠組みに当てはまらない日本を、新たな枠組みとして提示するのではなく、「例外」としてみなそうとするものが多い。[48] しかし、日本を含めた韓国や台湾、などといった東アジアの新興工業地域における社会福祉の発展は、「西欧」の類型とで分析し「例外」とするよりも、いわばその「例外」が日本以外にも東アジア諸国・地域に複数存在することになるのだからむしろ「東アジア社会福祉レジーム」という類型を示すことが可能になるのである。[49] 実際、その新たなレジームを提示できるのではないかということを示している研究も出現している。

R．グッドマンとI．ペングは以下のように述べている。二人によれば、「歴史的に日本、韓国、そして台湾は、西欧の社会福祉を様々な側面を取り入れ、そして彼ら独自の文化的、政治的そして社会背景によって自分たちのシステムの中に西欧のパターンを再統合、再編成してきたのかもしれない。しかし、だからといってこれら東アジアの社会福祉レジームが特定の西欧のパターンを模倣し、あるいは追従してきたということを明らかにすることは難しい。そうではなく、東アジアの社会福祉レジームは、それ自身の特定の文脈において研究される必要があるということである。西欧のパターンに適合させるよりもむしろ自分たちの伝統的文化的な枠組みの中から解決策を見出そうとしていることを示している。私たちはすくなくとも台湾、韓国という新興工業地域群および戦後の日本というポスト工業化国では、一般的に、「西欧」の流れに沿った社会福祉展開のパターンからの乖離（かいり）がみられるということを主張する」[50]。近年、「東アジア福祉レジーム」という概念が、新たに提起されてきているのである。

韓国や台湾に関する既存の研究は、上に述べたグッドマンやペングのように、マクロ社会福祉学的、政治経済的なアプローチが多く、福祉国家の起源とその特徴（類型）を分析対象としているものが多い。こういった研究で重視される要因は、構造的要因、政治経済状況の歴史的背景、そして文化的要因である。たとえば、Catherine Jones は、文化的要因に注目し、台湾や韓国を含む東アジア諸国に見られる福祉国家は、国家や市場ではなく、家族が中心的役割を果たしていると述べ、また、Frederic Deyo は、社会政策は経済発展を中心とした経済政策を補助するための政策（開発補助的社会政策）であると述べている。また、Huck-ju Kwon は、社会保障制度は、政権の正当性を確保するための道具（politics of legitimation）であると主張し、最後に、グッドマンとペングは、特徴的な社会政策を見せながらも、経済的な状況に左右されてしまうと主張している。

こうした研究において、「東アジア福祉レジーム」とされる概念の核とされたものは何であろうか。何がそのレジー

ムを成り立たせると考えられているのだろうか。既存の研究において、東アジアという枠組みに設定された国は、日本、韓国、台湾といった三カ国に限定されている。その理由は、この三カ国には、比較可能な共通点がいくつかあるからである。グッドマンとペングは、その共通点について以下のように指摘している。（一）歴史的関係性が大きい事、（二）民族的アイデンティティ構造の中に儒教概念が内在していること、（三）伝統的に高度な中央集権的官僚制度をもち、戦後は一党単独政権を経験し、また政治的変化も経験していること、（四）戦後、深刻な経済的困難や国家的荒廃の時期を迎え、また反共産主義を目的とするアメリカの大規模な支援を受け、著しい経済成長を経験したこと、（五）近年の経済成長期に、比較的若い、非常に高い教育を受けた比較的若い層を利用していること、（六）経済成長は本質的に輸出経済を基本としてきていること、（七）労働力への投資は経済成長にとって決定的に重要であったこと、（八）実力主義を基盤にし、社会で失敗する人たちは、頼るところがなく、結果的には自己責任を意味し、結果社会の「弱者」に対する保護があまりないこと、（九）比較的高い女性の労働力率が確認でき、これら社会において女性が周辺労働力不可欠な構成部分であること、（一〇）例外はあるにせよ、戦後ほとんどの期間、労働組合運動が弱いこと、（一一）戦後においては、低い失業率と高い検挙率、低下する乳幼児死亡率、低いインフレーションが確認でき、人種的に同質的であるというイデオロギー（移民がほとんどないことから）、そして階級が存在しないというイデオロギーが存在すること、（一二）権威が高度に中央集権化されたシステムが、単一民族と無階級というイメージに基づく国のアイデンティティの構築に力を注いできたこと、（一三）これらの社会では、数多いエリートが海外、とりわけアメリカ合衆国への留学経験があり、現代のシステムを変えるといった新しい考え方を、本国に持ち帰えるといった現状が確認できること、（一四）最後に、福祉政策は、社会的な配慮よりも経済的配慮に左右され、指導的立場のエリートなどは、政治的危機に直面したときにだけに、社会福祉の制度的概念を受け入れ、その後危機を克服すると、「儒教」文化的イデオロギーに頼

り「社会福祉の残余的概念」に回帰するといった構図が存在すること、などであった。[51][52]

ここで、福祉に関係する重要なポイントについて、簡単に検討しておきたい。まず、儒教概念には、福祉に関係する重要なキーワードが含まれており、たとえば目上の人、年長者に対する尊敬、親孝行、自己よりも集団を重要視すること、などといったキーワードがあげられる。また、儒教概念は、もとより家族的概念が強調され、家父長的権威、性役割の分離、女性の従属性などが含まれている。こういった儒教的概念が、今日の日本、韓国、台湾の社会に根強く存在しているかいないかということはここでは議論しないが、少なくてもここでいえることは、こういった儒教概念が、ときより政府の「反社会福祉的」宣伝に利用されたということであろう。

次に、上に述べた第九番目のポイントについて、補足することにする。女性の労働力率について、ＯＥＣＤの資料に基づいて見てみると、一九九〇年の数値は、日本が五七・一％、そして韓国は四九・九％、二〇〇三年の数値は、日本が五九・九％、韓国が五二・八％であることが確認できる。[53]上にも述べたように、この高い数値は、女性の周辺労働力が不可欠であることを意味すると思われるが、しかし、不況の時期には、男女の役割分業、すなわち男性が公的領域を担当し、女性が家族内領域を担当する、といったようなことが意図的かつ戦略的レトリックとして表明されることがあった、したがって、女性が家族内福祉の提供者を担うというような考え方が誘発され、パートタイム労働などをしながら女性が高齢の親族の面倒を見るといった構図が出現する可能性もあるとグッドマンとペングは、指摘している。[54]この構図もまた、儒教の理念に沿って考えると、家族（女性）が福祉を担うといった考え方が明確であり、これもまた戦略的に使用されるレトリックであると考えられる。

最後に、一四番目のポイントで述べたことである。これらの国は、経済を最優先してきたために、経済への配慮が優先され、儒教的文化のイデオロギーに頼り、「社会福祉の残余的概念」に回帰するといった朴の議論を引用したが、ま

さに、これらの国での社会福祉は、残余的なものだとされていた。しかし、日本を先頭に、この概念から脱却しつつあり（韓国、台湾に関しては、近年に見られる現象ではあるが）、これがいわゆる「東アジア福祉モデル」の概念化の出発点であるといえる。しかし、こういった研究が盛んになる一方で、他方では「東アジア福祉モデル」の妥当性を疑問視する研究ももちろんある。

「東アジア福祉モデル」に対し否定的な見方をする理由として、アジアNIEs各国における社会保障制度の整備状況に差があることが指摘される。そして、こういった研究は、国家と労働団体の関係、そして「包摂的コーポラティズム」(55)(inclusionary corporatism)」が成立しているかどうかという分析軸で各国の比較研究を行っている。包摂的コーポラティズムとは、国家エリートが有力な労働団体を国家の関連組織にとり込むことを意味する。ちなみに、もう一方で、排除的コープラテイズム（exclusionary corporatism）という概念は、新しい国家と社会の関係をつくるため、有力な労働団体を解散して、それを新たに再編することである。たとえば、上村の研究によれば、台湾、シンガポール、韓国では、国家エリートたちは「排除」的な政策を選択するが、台湾とシンガポールでは、反政府的組織が強く弾圧され、逆に政府に協調的な労働団体が設立されたとされる。他方で、韓国では、アメリカの信託統治下において労働運動を含めた左派的運動が厳しく弾圧されたため、朴正熙政権は、積極的に労働団体を弾圧して、新しい団体を創設するほどには至らなかった。したがって、台湾とシンガポールでは、「包摂的コーポラテイズム」が早い時期に成立し導入されたのに対し、韓国では比較的に遅い段階で導入されたのである。したがって、上村は、「アジアNIEsの福祉国家形成には、この二種類の傾向が見える」と主張し、この違いが、「各国・地域における現在の福祉システムのありようを規定している」ので、「NIEsの福祉国家形成の歴史を検討していくと、福祉国家に「東アジアモデル」があるという仮説は、疑わしくなるように思われる」(56)と述べている。そして、民主化と経済危機以降、この地域において福祉システムが構築・再編

されて行く中で形成されたシステムのパターンは多種多様であり、モデルとして位置付けることに疑義を呈している。韓国では、民主化とともに急速に福祉システムが構築され、くわえて経済危機が福祉システムをより強化していったのに対して、台湾でも、民主化に伴い福祉システムの再編が始まるが、「包摂的コーポラテイズムの遺産に足をとられて韓国ほどには進まなかった」[57]と述べている。

次に、林成蔚の研究を紹介することにする。林の研究は、韓国と台湾における公的年金制度の「皆年金化」を素材として、比較政治学の観点から、新制度論（new institutionalism）の概念を用いて、よりミクロ的視点を持ち、具体的な政策が、誰によって、いかなる経路で選択されたかという政治過程を描いている。上村の研究では、台湾において皆年金化が失敗し、韓国で実現した理由について、「包摂的コーポラティズム」が成立したかどうかという点から説明していたのに対し、林の研究では、台湾と韓国は、同じ発展経路を経ていると述べている。民主化以前において両国には「正統化の政治（politics of legitimation）」といった視点から社会集団の一部に限定された年金制度が存在し、「民主化」へのプレッシャーが高まることで、適応の拡大や統合が促進されたという共通点がある。しかし、韓国で成立し、台湾で成立しなかった理由は、民主化から民主主義の定着時期までにおける皆年金化が図られたタイミング、そして具体的制度設計が異なっていたからであると林は説明している。つまり、韓国では、すなわち民主化を経験する前、民主主義制度への転換が完全でなかった状態で導入されたのに対して、台湾では、民主化後、民主主義が定着してから導入された。したがって、台湾では、様々な社会集団が要求をし、それに対応するためコストが高くなり、財政負担が大きい年金へのコンセンサスは得られなかったに対して、韓国では、権威主義体制の環境が残っている中で、国家の政策能力がまだ高いうちに、年金が導入されたということである。他方、林はこういった公的年金制度の改革から見出せる理論的インプリケーションについても言及している。すなわち、政策の結果は、新制度論に用いられる国家構造と政策遺制

（policy legacies）を適用することによって、理解できると主張し、NIEs の事例が先進国の経験から抽出した理論の実証に有用であることを示しているのである。[58]

以上、NIEs や東アジアにおける福祉国家論をめぐる議論を整理し、韓国だけでなく、この地域における社会福祉の特徴を明確化した。これらの研究の、比較社会福祉学、比較政治経済学、比較政治学などといった分野に対する貢献は非常に大きい。しかし、これらの研究で見えてこないは、韓国国内における福祉やジェンダー部門の社会改革の政治的影響とインプリケーションである。つまり、「なぜ」金大中政権は、なぜ社会政策改革を促進しようとしたのか、そしてその一連の改革にはいかなる意義があり、また韓国の民主主義の定着に対してどういうインプリケーションがあったのだろう。こうした点は、既存の研究では十分に議論されてはいない。

こうした点を踏まえ、本稿では、先行研究を補完する意味でも韓国政府の展開する社会政策と、現実社会におけるその影響との距離をはかり、結果それがどういった政治的インプリケーションを示すのかということを見ていきたいと考える。この作業は、第二章以降において具体的に言及することにするが、その前に、次節では、近年台頭している言説政治の意義と可能性について言及し、金大中政権における社会政策改革との関連について述べていきたい。

第三節　「言説政治」と金大中政権下の社会政策改革との関連性について

本稿では、新制度論において、合理的選択論（rational choice）、歴史的制度論（historical institutionalism）、社会学的制度論（sociological institutionalism）に続く、「第四の流れ」[59]とされる「言説制度論」（discursive institutionalism）の可能性について言及し、金大中政権の特徴と言説の接点を探る。

まず、言説政治論の分析モデルがいかなるコンテキストの中で議論されるようになったのかということを、福祉政治の流れに沿って簡単に説明を加えたい。一九八〇年代の終わりには、労働運動や社会民主主義勢力を重視する権力資源動員論の枠組みが主流であり、「福祉国家形成の政治」モデルが定着しつつあった。[60] しかし、一九九〇年代の半ばになると、これに変わる「福祉国家削減の政治」モデルが影響力を持つことになっていった。この変化が意味するのは、資源動員論などにみられる諸集団の権力が制度を形成する局面から、今度は福祉国家の制度が諸集団の利益や政治戦略を決める局面に入ったということ示しており、したがって分析枠組みも権力資源動員論に代わって新制度論の視点が強調されるようになってきたことを示す。[61] こういった流れの中で、九〇年代末以降には、この「福祉国家削減の政治」モデルに対する挑戦が台頭した。その理由として、福祉政治をただ単に既存の制度の削減を見なすのではなく、より抜本的な再編過程に入っているのではないかということが指摘された。[62] 言い換えれば、雇用の問題や家族の変容は、新たな社会的リスクを生み出し、それは既存の制度が対応できるレベルを超えつつある。したがって、焦制度自体の改革の変容に焦点が当てられるようになり、また一方で制度改革をめぐる様々なアイデアや言説にも焦点が当てられるようになってきたのである。[63] こうした福祉政治の再転換を重視する立場は、新制度論に代わって、社会的学習論、アイデアの政治論、言説政治論などがより重要になると主張し、「福祉国家再編の政治」モデルとも呼べる流れを形成しているのである。[64]

福祉国家形成の政治から福祉国家削減の政治への転換の背景には、福祉国家政策を支える財政的リソースの欠如があった。また、少子高齢化などといった環境の変化も支出の削減を促す要因であった。したがって、当面福祉政治の課題・焦点は、受益者集団の抵抗が政権に対する打撃にならないようなかたちで、福祉国家の削減をいかにすすめることができるかという点である。[65] これがいわゆるピアソン（Pierson）のいう「削減戦略」、ウィーバーのいう「非難回

避の政治」である。[66]

しかし、このピアソンらの研究は、九〇年代までのデータに依拠したものとなっている。これに対し、福祉国家の中核的なプログラムをめぐる制度改革が九〇年代終わりから本格的に促進されたことを指摘し、福祉国家削減の政治も、異なるステージへ入りつつあると主張する研究がある。[67] 他方、レジームを問わず、各国では、福祉政策にある種の収斂現象が現れていると指摘し、その根拠として女性の就労促進や少子化に対処する保育サービス、失業者が労働市場へ新たに参入するための再訓練強化などがあげられる。[68] また、これらの研究に共通する点は、制度の変容を読み取る際に新制度論の枠組みを適用することに限界があるのではないかという疑義を呈している点である。[69] 従来、新制度論は、政治経済制度という内的な要因による経路依存的発展に注目していたのに対して、今日の福祉政治においては、グローバル化がもたらす外的な要因が存在する一方、制度改革に関する様々な言説が提示されるようになり、脱経路依存的発展の可能性も含む発展が展開しているのである。[70] したがって、分析枠組みとしても、制度だけに焦点を当てる新制度論ではなく、環境の変化に対応するためのアイデアや言説に焦点を当てる分析枠組みが注目されてきている。[71]

具体的な例として、九〇年代後半において、社会構造の変化に伴い福祉国家の制度再編が課題となり、特定のアクターだけでなく有権者や利益集団を巻き込むような改革の方向性を形付ける言説が提示され、「第三の道（the third way）」「社会的包摂（social inclusion）」「ワークフェア（workfare）」「アクティベーション（activation）」などといった新しい理念が台頭したということがある。[72] いいかえれば、福祉のあり方を、所得保障から、社会的に排除された人々を含めた、その自立を支援することに転換するという共通の理念が見られるのである。

次に、こういった言説政治について、ボストン大学のシュミットの言説制度論（discursive institutionalism）の議論にそって説明を加えたい。シュミットは、福祉政策をめぐる政治過程における理念やアイデアの役割を重視し、ここか

ら言説に焦点を当てた政治的分析を試みる。[73] シュミットは、主に欧州の経験について研究しており、特に欧州の小国（small states）の福祉国家の調整及び社会民主主義政党の改革プロジェクトに関して言説がどのように関わっているかについて研究している。

では、ここでいう言説というのは一体何であろうか。シュミットによれば、公的言説（public discourse）は、政治的な支持を得るため、またその支持を持続するために不可欠なものであり、特に改革を促進するに当たっては、「通常の政治」に対抗し、また確立した利益や変化を拒む多数にも対抗する手段になりうると指摘している。[74] ここでいう「言説（discourse）」というのは、政治家が自らの政策プログラムを構築し正当化するにあたって市民やもしくは他の政策アクターに説明する際に使う手段であり、また、福祉国家において政策改革を説明する際の「欠けている要素（missing element）」であると主張している。[75] 社会民主主義政党にとって、説得的でかつ正当な改革の言説を主張することは、他の政治団体よりもより難しいものである。その理由として、一九八〇年代以降の改革の多くは、有権者の利益に反しており、また長年の価値を基盤とした政策遺制（policy legacies）を覆すようなものであったということが挙げられよう。

また、言説（discourse）とは、価値に訴えながら福祉改革が不可欠であることを示すものであると同時に、その改革が妥当であることを示すものでもある。[76] その価値というのは、社会的連帯（social solidarity）といった伝統的福祉国家の価値でもあり、また平等といった北欧的な社会民主主義的福祉国家の価値でもある。あるいは、アングロ・サクソン的な自由主義福祉国家の特徴とである個人の責任や福祉対策としての市場解決などといった競争的価値をも示す。また、より高度な価値として、経済的危機に陥った自国のために犠牲を背負うことや国のプライドを維持するといった共通善（collective good）もあげられる。[77]

言説は、各国によって価値も異なっているが、その構築のされ方や注目されかたも異なっている。その理由は、ある制度プログラムの企画や言説に誰が参加しているか、また誰にその言説が向けられているかという、言説過程において異なった制度的コンテクストがあるからである。[78] この点、シュミットは、「言説を調整的言説（coordinative discourse）」と「コミュニケーション的言説（communicative discourse）」に区分している。前者は、特定の政策プログラムの構築の際に政治的アクターが交わす共通の言語やフレームワークのことを示し、後者は、こういった政治的アクターが市民を説得するために提示するものを指している。[79]

また、選挙制度は、この言説政治に大きく関わっている。ある特定の政策エリートによって一般の人々に政府の政策決定が伝えられるいわばコミュニケーション的言説は、主に権力が与党に集中する小選挙区制である国（とたえばイギリスやフランス）で多くに用いられる傾向にあり、改革を促進する際には、言説を正当化し一般の人々から了承を得るといった方法が採られる。それとは対照的に、政治エリート間で権力が分散する比例代表制の国（ドイツ、オランダ、イタリア）では調整的言説の傾向がよく見られ、特定の政策プログラムに関する合意を追及するときに用いられる。[80]

ある特定の政策改革が成功するか否か、あるいは同じレジームでも福祉改革の帰結が異なる場合、それを説明する際には、言説に焦点を当てることによって利益や制度を超えた説明が可能になるのではないかとシュミットは主張する。また、ある時期において自らが促進しようとする改革が一般の人々から反対されても、連帯性や公共善などといった特定の価値を訴えることで、つまり政府は言説を通じて、自らの政策改革の支持を得ることができると考えられる。したがって、シュミットは、欧州の様々な国を比較研究し、言説自体が、利益の戦略的交渉の結果として政策に付随しているもの以上であることを示している。

では、言説に焦点を当てながら金大中政権を見るとどう映るか。九七年の金融危機直後、韓国政府はＩＭＦの支援を

要請したが、その支援を得るに際しては、財政改革・金融改革を含む様々な条件が付随した。そして、自国の経済を再生化するため、金大中大統領は、その条件を承諾せざるを得なかった。ただ、国民の政府に対する不信や怒りを和らげるためにも、金大中政権は、新たな「戦略」を打ち出せねばならなかった。そこで長年にわたり金大中は、自らが訴えていた「平等」「正義」「民主主義（の定着）」などの価値を強調し、金融危機でますます深刻化した経済格差や失業問題などに対しては、社会的弱者を救うべく社会的平等を促進する「社会政策改革」を打ち出したのであった。この戦略は、一方では、ＩＭＦの条件などを承諾せざるを得ない韓国の状況を国民に理解してもらい、他方で、社会政策面ではむしろ「ＩＭＦ以上」に独自の路線を促進していることをアピールするものであった。そして、ＩＭＦの条件とは異なる次元ですべての国民を救うべく社会的包摂（social inclusion）を促進するセーフティネットプログラムを構築し、韓国の民主主義を定着させることに貢献するものでもあった。

開発独裁を経て、八〇年代に民主化した韓国は、従来欧米で見られた「福祉国家形成」、「福祉国家の削減」、「福祉国家の再編」などとは異なる福祉政策の発展を経験してきた。金融危機以降、財政難で社会支出はそれほど増加していないのに対して、社会政策は以前の政権より拡大していった。これは一つの大きいな特徴である。金大中政権下における「生産的福祉」といったイニシアティブは、イギリスなどで見られる「第三の道」の議論とも類似しており、共通点が見られる。金大中政権においても、上で述べたような「言説」というのは、韓国においても社会政策の改革を促進し、国民を納得させ、改革を正当化する大きな要素となっていった。このことについては、第三章でより詳しく分析することにし、ここでは、金大中政権における思想的背景、選挙公約などで見られたその言説などに焦点を当て、いかなる形で改革が進められ、正当化されていったのかを、次に解明することにしたい。

第二章では、金大中氏の思想的背景や言説などを見る前に、韓国の社会政策決定過程の歴史的背景を、年代順に沿っ

て記述し、金大中政権以前の社会政策の内容を明確にしておきたい。金大中政権における社会政策改革の正確・特徴を浮き彫りにし、こういった改革を正当化する言説を見るという作業に取り掛かりたいと思ためには、こうした作業が不可欠だからである。

（1）上村泰裕「書評―韓国社会科学研究所社会福祉研究室『韓国の社会福祉』」『海外社会保障研究』（一四一号、二〇〇二年）。金泳子編訳『韓国の社会福祉』（新幹社、二〇〇二年）。

（2）Anthony Giddens, *The Third Way : The Renewal of Social Democracy.* (Cambridge : Polity Press, 1998)；金大中・田内基訳『生産的福祉への道』毎日新聞社、二〇〇二年。金大中は、ケンブリッジ大学クレアホールで客員研究員として半年過ごすのだが、この時期にギデンズと出会ったという。

（3）金大中『生産的福祉への道』（毎日新聞社、二〇〇二年）三三頁。

（4）Korea Herald, August 15th, 1999.

（5）拙稿「一九七〇年代韓国におけるカトリックの民主化運動に関する研究―カトリック団体を中心として」『ジュニア・リサーチ・ジャーナル』（八号、二〇〇一年）。修士論文では、韓国における民主化を担った勢力として、比較的に注目度が少なかったカトリック団体に焦点をあて、カトリックが包括的に他の主体を取り入れ、ネットワークとして機能したことを明らかにした。

（6）民主主義の定着（Consolidation to democracies）の議論の代表としてJuan J. Linz and Alfred Stepan. *Problems of Democratic Transition and Consolidation.* (Baltimore : Johns Hopkins University Press, 1996) ; Larry Diamond, Marc F. Plattner, Yun-han Chu, and Hung-mao Tien eds. *Consolidating the Third Wave Democracies : Themes and Perspectives.* (Baltimore : Johns Hopkins University Press, 1997) などといった著書が上げられる。

（7）崔章集・中村福治訳『韓国現代政治の条件』法政大学出版局、一九九九年。姜万吉『二一世紀우리역사』평론사、一九九九년.

(8) 経済的要因はもちろんのこと、韓国における福祉の後進性の理由は、機能主義的な観点、また家族責任主義といった要因もある。これについては、第一章、第二節でより詳しく述べる。株本千鶴「韓国の社会福祉・社会保障政策の特徴と社会福祉研究」(危機の国際比較研究会ペーパー。二〇〇一年一二月二一日、東京大学社会学科研究所)などを参考。

(9) R．グッドマン、I．ペング「東アジア福祉国家」『転換期の福祉国家』G．エスピン－アンデルセン編・埋橋孝文監訳　早稲田大学出版部、二〇〇三年。

(10) 上村泰裕、「第一章：東アジアの福祉国家：その比較研究にむけて」『アジア諸国の福祉国家』(ミネルヴァ書房、二〇〇四年)二四頁。林政蔚「台湾と韓国における社会保障制度改革の政治過程」『アジア諸国の福祉国家』(ミネルヴァ書房、二〇〇四年)六八頁。処方箋を発表した研究についても、二つの傾向があり、ＩＭＦは、応急的かつ短期的アプローチを取っている。そのワーキングペーパー Sanjeev, Gupta, and al. "Mitigating the Social Costs of the Economic Crisis and the Reform Programs in Asia," *Papers on Policy Analysis and Assessments*. (IMF, 1998) を参照。また、世界銀行は、社会保護の重要性を認識し、社会保護を担当する部門を成立した。一九九九年には、東アジア太平洋部門を成立し、社会的リスク管理(social risk management)の観点から、長期的なリスク予防に取り組む方針を提示している。この社会保護部門の局長 Holzmann 教授のワーキングペーパー。Robert Holzmann and Steen Jorgensen, "Social Protection as Social Risk Management: Conceptual Underpinnings for the Social Protection Sector Strategy Paper," *Journal of International Development* (No.11, 1999) を参照。また、ＡＳＥＭから委託された基金(ＡＳＥＭ信託基金)によって世界銀行が主催したセミナーでは、より広域な範囲で、すべての住民に関わる社会政策問題を扱っている。そのペーパー Katherine Marshall and Oliver Butzbach, eds. *New Social Policy Agendas for Europe and Asian : Challenges, Experience, and Lessons* (World Bank, 2003) を参照。

(11) 上村泰裕(二〇〇四)、二六頁。

(12) Fareed Zakaria, "The Rise of Illiberal Democracy," *Foreign Affairs* 76 (Nov. - Dec1997). David Steinberg, "Continuing Democratic Reform in the Republic of Korea : The Unfinished Symphony," in Larry Diamond, ed. *Deepening Democracy in Korea* (not yet published but a summary is on his webpage).

(13) 分析にあたっては、もちろん中央政府だけでなく、地方における福祉の現状も分析視野にいれるべきであるが、この論文では、論文の範囲をある程度設定し、金大中政権における社会福祉への認識・自覚においての「ズレ」を明確にするこ

とであることを考慮して、金大中大統領と取り囲む中央政府の官僚と専門家のレベルに分析を限定しておく。

（14）Angus Erskine, “The Approaches and Methods of Social Policy,” in Pete Alcock, Angus Erskine and Margaret May, eds. *The Student's Companion to Social Policy* (Oxford : Blackwell, 1998) p. 17.

（15）Ian Gough, “Social Welfare and Competitiveness,” *New Political Economy*, Vol. 1, No. 2 (1996), p.212.

（16）IMF, *World Economic Outlook* (Washington, D. C. : IMF, 1998) p.133.

（17）Roger Goodman and Ito Peng, “The East Asian Welfare States : Peripatetic Learning, Adaptive Change, and Nation-Building,” in Gosta Esping-Andersen, ed., *Welfare States in Transition* (London : Sage, 1996) pp. 225-55. Roger Goodman, and Gordon White, “Welfare Orientalism and the Search for an East Asian Welfare Model,” in Roger Goodman, Gordon White, Huck-ju Kwon, eds., *The East Asian Welfare Model : Welfare Orientalism and the State* (New York : Routledge 1998) pp. 3-25 を参照。これらは、全体から見れば一部の例に過ぎない。

（18）Vivien A. Schmidt, “The Role of Public Discourse in European Social Democratic Reform Projects” Keynote Paper at the Annual Meeting of the Forum Scholars for European Social Democracy on “The Role of Public Discourse for a Social Democratic Reform Project”, November 4-6, 2005 at the Friedrich-Ebert Stiftung, Berlin, Germany, p.3.

（19）Ibid., p. 3.

（20）Vivien A. Schmidt, “Does Discourse Matter in the Politics of Welfare State Adjustment?” *Comparative Political Studies*, Vol. 35, No. 2 (2002), p. 169.

（21）Dong-Myeon Shin, *Social and Economic Policies in Korea.* (London : Routledge and Curzon, 2003) p. 11.

（22）John Myles and Paul Pierson, “Friedman's Revenge : the Reform of Liberal Welfare States in Canada and the United States,” *Politics and Society* Vol. 25, No. 4(1997) pp. 443-72.

（23）Gosta Esping-Andersen, *Social Foundations of Postindustrial Economies.* (Oxford : Oxford University Press, 1999) Chapter 6.

（24）Chalmers Johnson, *MITI and the Japanese Miracle : The Growth of Industrial Policy 1925-1975.* (Stanford, CA. : Stanford University Press, 1982).

(25) その例として以下の研究がある：*Alice H. Amsden, Asia's Next Giant : South Korea and Late Industrialization* (NY and London : Oxford University Press, 1989) ; Robert Wade, *Governing the Market : Economic Theory and the Role of Government East Asian Industrialization* (Princeton N.J. : Princeton University Press, 1990) ; Stephan Haggard, *Pathways from the Periphery : The Politics of Growth in the Newly Industrialising Countries* (Ithaca, NY : Cornell University Press, 1990) ; J.E. Woo, *Race to the Shift : State and Finance in Korean Industrialisation* (NY : Columbia University Press, 1991) などがある。

(26) R. Wade (1990), p. 234.

(27) Moon and Prasad は、発展モデルパラダイムに関する問題点を以下のように指摘する：！（一）国家の内在的ダイナミズム探求の欠如、（二）国家・市場の連携ダイナミズムの分析が不十分、（三）制度的形態、政策の選択と導入、そして経済業績の相互関係構築が不十分、以上の点を指摘している。

(28) Gosta Esping-Andersen, "Welfare States and the Economy," in Neil J. Smelser and Richard Swedberg, eds. *The Handbook of Economic Sociology* (Newbury Park, CA : Safe, 1994) p. 712.

(29) Guy Perrin, "Reflections on Fifty Years of Social Security," in *International Society Security Review* (vol. 99, no. 3) pp. 249-291.

(30) Ibid. p. 715.

(31) Richard M. Titmuss, *Social Policy : An Introduction.* (London : Allen and Urwin, 1974) Chapter 2. 邦訳は、R・M・ティトマス、三友雅夫監訳『社会福祉政策』（厚生閣、一九八一年）二七－二九頁。

(32) Norman Furniss and Timothy Tilton. *The Case for Welfare State* (Bloomington : University of Indiana Press, 1977).

(33) Walter Korpi, "Social Policy and Distributional Conflict in the Capital Democracies," in *Western European Politics* (Vol. 3, 1980), pp. 296-316.

(34) Gosta Esping-Andersen, *The Three Worlds of Welfare State* (Princeton : Princeton University Press, 1990) p. 37.

(35) G・エスピン・アンデルセン、岡沢憲芙・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界』（ミネルヴァ書房、二〇〇一年）二九頁。

(36) 前掲、二九頁。

（37）前掲、二二九頁。
（38）前掲、二二〇頁。
（39）前掲、二二〇頁。
（40）前掲、二二〇頁。
（41）前掲、二二〇頁。
（42）前掲、二二一頁。
（43）前掲、二二一頁。
（44）Gosta Esping-Andersen, “Hybrid or Unique : the Japanese Welfare State between Europe and America,” in *Journal of European Social Policy* Vol. 7 No. 3 (1998) pp. 179-89.
（45）上村泰裕（二〇〇四）二二七頁。
（46）R・グッドマン、I・ペング「東アジア福祉国家：逍遥的学習、適応性のある変化、国家建設」G・エスピン・アンデルセン編・埋橋孝文監訳『転換期の福祉国家：グローバル経済下の適応戦略』早稲田大学出版部、二〇〇二年。
（47）例えば、G. Esping-Andersen, “Hybrid or Unique : the Japanese Welfare State between Europe and America” in *Journal of European Social Policy* Vol. 7, No. 3 (1998) pp. 179-89.
（48）R・グッドマン、I・ペング、（二〇〇二）一一六頁。
（49）例えば、Catherine Jones, “The Pacific Challenge : Confucian Welfare States” in Catherine Jones, ed. *New Perspectives on the Welfare State in Europe* (London and NY : Routledge, 1993) ; James Midgley, “Industrialization and Welfare : the case of the four little tigers,” *Social Policy and Administration* (20 (3) 1986 :) pp. 225-38. Roger Goodman and Ito Peng, “Welfare Orientalism and the Search for an East Asian Welfare Model,” in Roger Goodman, Gordon White and Huck-ju Kwon, eds., *The East Asian Welfare Model : Welfare Orientalism and the State* (London and NY : Macmillian, 1998) ; Frederic Deyo, “The Political Economy of Social Policy Formation : East Asia’s Newly Industrialized Countries,” in R. P. Applebaum and J. Henderson, eds., *States and Development in the Asian Pacific Rim* (London : Sage, 1992) ; Huck-ju Kwon, “Democracy and the Politics of Social Welfare : Comparative Analysis of Welfare Systems in East Asia,” in Roger Goodman, Gordon White, and Huck-ju

Kwon, eds., *The East Asian Welfare Model : Welfare Orientalism and the State* (New York : Routledge, 1998) などが上げられる。

(50) R．グッドマン、I．ペング、(二〇〇二) 二二七頁。

(51) Byung Hyum Park, "The Development of Social Welfare Institutions in East Asia : Case Studies of Japan, Korea, and the People's Republic of China 1945-1989" Ph. D. thesis, School of Social Work, University of Pennsylvania, 1990 も参照。

(52) R．グッドマン、I．ペング、(二〇〇二) 二二九－三二頁。

(53) OECD, *Employment Outlook*, 2004. (www.oced.org/scripts/cde/members/LFSDATAAuthenticate.asp)

(54) R．グッドマン、I．ペング、二三三頁。

(55) この概念は、Schmitter and Lembruch の社会コーポラティズム (societal corporatism) と国家コーポラティズム (state corporatism) の概念から出発し、くわえて、Stepan が、国家コーポラティズム内部を捉えるために、「包摂の極」(inclusionary pole) と「排除の極」(exclusionary pole) いう概念を提示している。Philippe Schmitter and Gerhard Lehmbruch eds. *Trends toward Corporatist Intermediation* (Sage, 1979), Alfred Stepan, *The State and Society : Peru in Comparative Perspective* (Princeton, N. J. : Princeton University Press, 1978) 参照。

(56) 上村泰裕、(二〇〇四) 四四－四五頁。

(57) 前掲、四九頁。

(58) 林成蔚、(二〇〇四) 一一五頁。

(59) Vivien A. Schmidt, 2004, p. 3.

(60) 宮本太郎、「福祉国家の再編と言説政治：新しい分析枠組み」近日公刊 (二〇〇六) 一頁。

(61) 前掲、一頁。

(62) 前掲、一頁。

(63) 前掲、(二〇〇六)、一頁。

(64) 前掲、一頁。

(65) 前掲、三頁。

(66) 前掲、三頁。Paul Pierson, *Dismantling the Welfare State? : Reagan, Thatcher and the Politics of Retrenchment* (Cambridge : Cambridge University Press, 1994) R. K. Weaver, "Politics of Blame Avoidance," *Journal of Public Policy* Vol. 6, No. 4 (1986) 参照。

(67) 前掲、四頁。Anton Hemerijick, and Kees Van Kersbergen, "Negotiated Policy Change : Towards a Theory of Tightly Coupled Welfare States," in D. Braun and A. Busch (eds.) *Public Policy and Political Ideas* (Edward Elgar, 1999) 参照。

(68) 前掲、四頁。Jane Jenson and Denis Saint-Martin, "Building Blocks for a New Welfare Architecture : From Ford to Lego?" *Policy and Politics*, June 2005.

(69) 宮本太郎（二〇〇六）、五頁。

(70) 前前掲、五頁。

(71) 前前掲、五頁。

(72) 前前掲、五頁。

(73) 前掲、八頁。

(74) Opt. Cit., p. 3.

(75) Vivien A. Schmidt, "Does Discourse Matter in the Politics of Welfare State Adjustment?" *Comparative Political Studies*, Vol. 35, No. 2 (2002), p. 169.

(76) Vivien A. Schmidt, "Values and Discourse in the Politics of Adjustment," in Scharpf and Schmidt (eds.), *Welfare and Work*. Vol II, (2000).

(77) Schmidt (2002), p. 4

(78) Schmidt. (2002), p. 5.

(79) Ibid., p. 5.

(80) Ibid., p. 6.